

2025年3月7日

各位

会 社 名 トナミホールディングス株式会社

代表者名 代表取締役社長 髙田 和夫

(コード番号:9070 東証プライム市場)

問合せ先 取締役経営企画グループ担当 小島 鉄也

電話番号 0766 - 32 - 1850

(訂正)「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部訂正について

当社が2025年2月26日に公表しました「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」について一部訂正がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、訂正箇所には下線を付しております。

記

- 4. 本公開買付けに係る重要な合意に係る事項
- ② 本応募契約(明治安田生命保険)(訂正前)

(前略)

(注1) 本応募契約 (明治安田生命保険) においては、公開買付者の表明保証事項として、(i)公開買付者の設立及び存続、(ii)本応募契約(明治安田生命保険)の締結及び履行に必要な授権、(iii)本応募契約(明治安田生命保険)の強制執行可能性、(iv)本応募契約(明治安田生命保険)の締結及び履行に心要な許認可等の取得、(v)法令等との抵触の不存在、(vi)倒産手続等の不存在、並びに(vii)反社会的勢力の排除が規定されているとのことです。また、明治安田生命保険の表明保証事項として、(i)明治安田生命の設立及び存続、(ii)本応募契約(明治安田生命保険)の締結及び履行に必要な授権、(iii)本応募契約(明治安田生命保険)の締制執行可能性、(iv)本応募契約(明治安田生命保険)の締結及び履行に心要な許認可等の取得、(v)法令等との抵触の不存在、(vi)倒産手続等の不存在、及び(vii)反社会的勢力の排除に関する事項が規定されているとのことです。

(後略)

(訂正後)

(前略)

(注1) 本応募契約 (明治安田生命保険) においては、公開買付者の表明保証事項として、(i)公開買付者の設立及び存続、(ii)本応募契約(明治安田生命保険)の締結及び履行に必要な授権、(iii)本応募契約(明治安田生命保険)の強制執行可能性、(iv)本応募契約(明治安田生命保険)の締結及び履行に心要な許認可等の取得、(v)法令等との抵触の不存在、(vi)倒産手続等の不存在、並びに(vii)反社会的勢力の排除が規定されているとのことです。また、明治安田生命保険の表明保証事項として、(i)明治安田生命の設立及び存続、(ii)本応募契約(明治安田生命保険)の締結及び履行に必要な授権、(iii)本応募契約(明治安田生命保険)の締制執行可能性、(iv)本応募契約(明治安田生命保険)の締結及び履行に心要な許認可等の取得、(v)法令等との抵触の不存在、(vi)倒産手続等の不存在、(vii)反社会的勢力の排除、並びに(viii)明治安田生命が保有する株式に関する事項が規定されているとのことです。

(後略)

③ 本応募契約(東京海上日動火災保険)

(訂正前)

(前略)

(注3) 本応募契約(東京海上日動火災保険)においては、公開買付者の表明保証事項として、(i)公開買付者の設立及び存続、(ii)本応募契約(東京海上日動火災保険)の締結及び履行に必要な授権、(iii)本応募契約(東京海上日動火災保険)の締結及び履行に必要な授権、(iv)本応募契約(東京海上日動火災保険)の締結及び履行に心要な許認可等の取得、(v)法令等との抵触の不存在、(vi)倒産手続等の不存在、並びに(vii)反社会的勢力の排除が規定されているとのことです。また、東京海上日動火災保険の表明保証事項として、(i)東京海上日動火災保険の設立及び存続、(ii)本応募契約(東京海上日動火災保険)の締結及び履行に必要な授権、(iii)本応募契約(東京海上日動火災保険)の締結及び履行に必要な授権、(iii)本応募契約(東京海上日動火災保険)の締結及び履行に心要な許認可等の取得、(v)法令等との抵触の不存在、(vi)倒産手続等の不存在及び(vii)反社会的勢力の排除に関する事項が規定されているとのことです。

(後略)

(訂正後)

(前略)

(注3) 本応募契約(東京海上日動火災保険)においては、公開買付者の表明保証事項として、(i)公開買付者の設立及び存続、(ii)本応募契約(東京海上日動火災

保険)の締結及び履行に必要な授権、(iii)本応募契約(東京海上日動火災保険)の強制執行可能性、(iv)本応募契約(東京海上日動火災保険)の締結及び履行に心要な許認可等の取得、(v)法令等との抵触の不存在、(vi)倒産手続等の不存在、並びに(vii)反社会的勢力の排除が規定されているとのことです。また、東京海上日動火災保険の表明保証事項として、(i)東京海上日動火災保険の設立及び存続、(ii)本応募契約(東京海上日動火災保険)の締結及び履行に必要な授権、(iii)本応募契約(東京海上日動火災保険)の強制執行可能性、(iv)本応募契約(東京海上日動火災保険)の締結及び履行に心要な許認可等の取得、(v)法令等との抵触の不存在、(vi)倒産手続等の不存在、(vii)反社会的勢力の排除、並びに(viii)東京海上日動火災保険が保有する株式に関する事項が規定されているとのことです。

(後略)

④ 本応募契約(富山日野自動車)、本応募契約(TOYO TIRE)及び本応募契約(いすぶ自動車)

(訂正前)

(前略)

(注5) 本応募契約(その他株主)においては、公開買付者の表明保証事項として、(i)公開買付者の設立及び存続、(ii)本応募契約(その他株主)の締結及び履行に必要な授権、(iii)本応募契約(その他株主)の強制執行可能性、(iv)本応募契約(その他株主)の締結及び履行に心要な許認可等の取得、(v)法令等との抵触の不存在、(vi)倒産手続等の不存在、並びに(vii)反社会的勢力の排除が規定されているとのことです。また、富山日野自動車、TOYO TIRE及びいすゞ自動車の表明保証事項として、(i)富山日野自動車、TOYO TIRE及びいすゞ自動車の設立及び存続、(ii)本応募契約(その他株主)の締結及び履行に必要な授権、(iii)本応募契約(その他株主)の締制執行可能性、(iv)本応募契約(その他株主)の締結及び履行に必要な授権、(iii)本応募契約(その他株主)の強制執行可能性、(iv)本応募契約(その他株主)の締結及び履行に心要な許認可等の取得、(v)法令等との抵触の不存在、(vi)倒産手続等の不存在、及び(vii)反社会的勢力の排除に関する事項が規定されているとのことです。

(後略)

(訂正後)

(前略)

(注5) 本応募契約(その他株主)においては、公開買付者の表明保証事項として、(i)公開買付者の設立及び存続、(ii)本応募契約(その他株主)の締結及び履行に必要な授権、(iii)本応募契約(その他株主)の強制執行可能性、(iv)本応募契約(その他株主)の締結及び履行に心要な許認可等の取得、(v)法令等との抵

触の不存在、(vi)倒産手続等の不存在、並びに(vii)反社会的勢力の排除が規定されているとのことです。また、富山日野自動車、TOYO TIRE及びいすゞ自動車の表明保証事項として、(i)富山日野自動車、TOYO TIRE及びにないすゞ自動車の設立及び存続、(ii)本応募契約(その他株主)の締結及び履行に必要な授権、(iii)本応募契約(その他株主)の強制執行可能性、(iv)本応募契約(その他株主)の締結及び履行に心要な許認可等の取得、(v)法令等との抵触の不存在、(vi)倒産手続等の不存在、(vii)反社会的勢力の排除、並びに(viii)富山日野自動車、TOYO TIRE及びいすゞ自動車がそれぞれ保有する株式に関する事項が規定されているとのことです。

(後略)

以上